令和　　年　　月　　日

上水道・下水道使用者名義変更届

豊後高田市長　佐々木　敏夫　様

次のとおり上水道・下水道使用者の名義を変更したいので、関係者の連署をもってお届けします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 使用場所 | 住所 | 豊後高田市 |
| アパート名等 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **（旧）**使用者 | 住所 | ※使用場所と異なる場合に記入 |
| フリガナ |  |
| 氏名 |  |
| **（新）**使用者 | 住所 | ※使用場所と異なる場合に記入 |
| フリガナ |  |
| 氏名 |  |
| （旧）使用者との関係 | 配偶者 ・ 子 ・ その他（　　　　） |
| 連絡先TEL |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 上記代理人 | 住所 |  |
| 氏名 | 　 |
| 連絡先TEL |  |

※上下水道課使用欄

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ※水栓番号 |  | ※使用者番号号 | → |
| ※台帳入力 | 年　　月　　日 | ※電算入力 | 年　　月　　日 |

○豊後高田市水道事業給水条例（抄）

平成17年条例第132号

(水道の使用中止、変更等の届出)

第17条　水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(1)　水道の使用を中止し、又は廃止するとき。

(2)　水道の用途を変更するとき。

(3)　消防の演習に私設消火栓を使用するとき。

２　水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(1)　水道使用者の氏名又は住所に変更があったとき。

(2)　給水装置の所有者に変更があったとき。

(3)　代理人若しくは管理人に変更があったとき、又はそれらのものの住所等に変更があったとき。

(4)　消防用として水道を使用したとき。

○豊後高田市公共下水道条例

平成17年条例第121号

(使用開始等の届出)

第９条　使用者は、公共下水道の使用を開始し、休止し、廃止し、若しくは再開するとき、又はその名義を変更するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

２　法第12条の３、法第12条の４又は法第12条の７の規定による届出をした者は、前項の規定による届出をした者とみなす。

○下水道法

昭和33年法律第79号

(特定施設の設置等の届出)

第12条の３　工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用する者は、当該工場又は事業場に特定施設を設置しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。

(1)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2)　工場又は事業場の名称及び所在地

(3)　特定施設の種類

(4)　特定施設の構造

(5)　特定施設の使用の方法

(6)　特定施設から排出される汚水の処理の方法

(7)　公共下水道に排除される下水の量及び水質その他の国土交通省令で定める事項

２　一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）で当該施設に係る工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用するものは、当該施設が特定施設となった日から30日以内に、国土交通省令で定めるところにより、前項各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。

３　特定施設の設置者は、前２項の規定により届出をしている場合を除き、当該特定施設を設置している工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用することとなったときは、その日から30日以内に、国土交通省令で定めるところにより、第１項各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。

(特定施設の構造等の変更の届出)

第12条の４　前条の規定による届出をした者は、その届出に係る同条第１項第４号から第７号までに掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公共下水道管理者に届け出なければならない。

(氏名の変更等の届出)

第12条の７　第12条の３の規定による届出をした者は、その届出に係る同条第１項第１号若しくは第二号に掲げる事項に変更があったとき、又は特定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を公共下水道管理者に届け出なければならない。